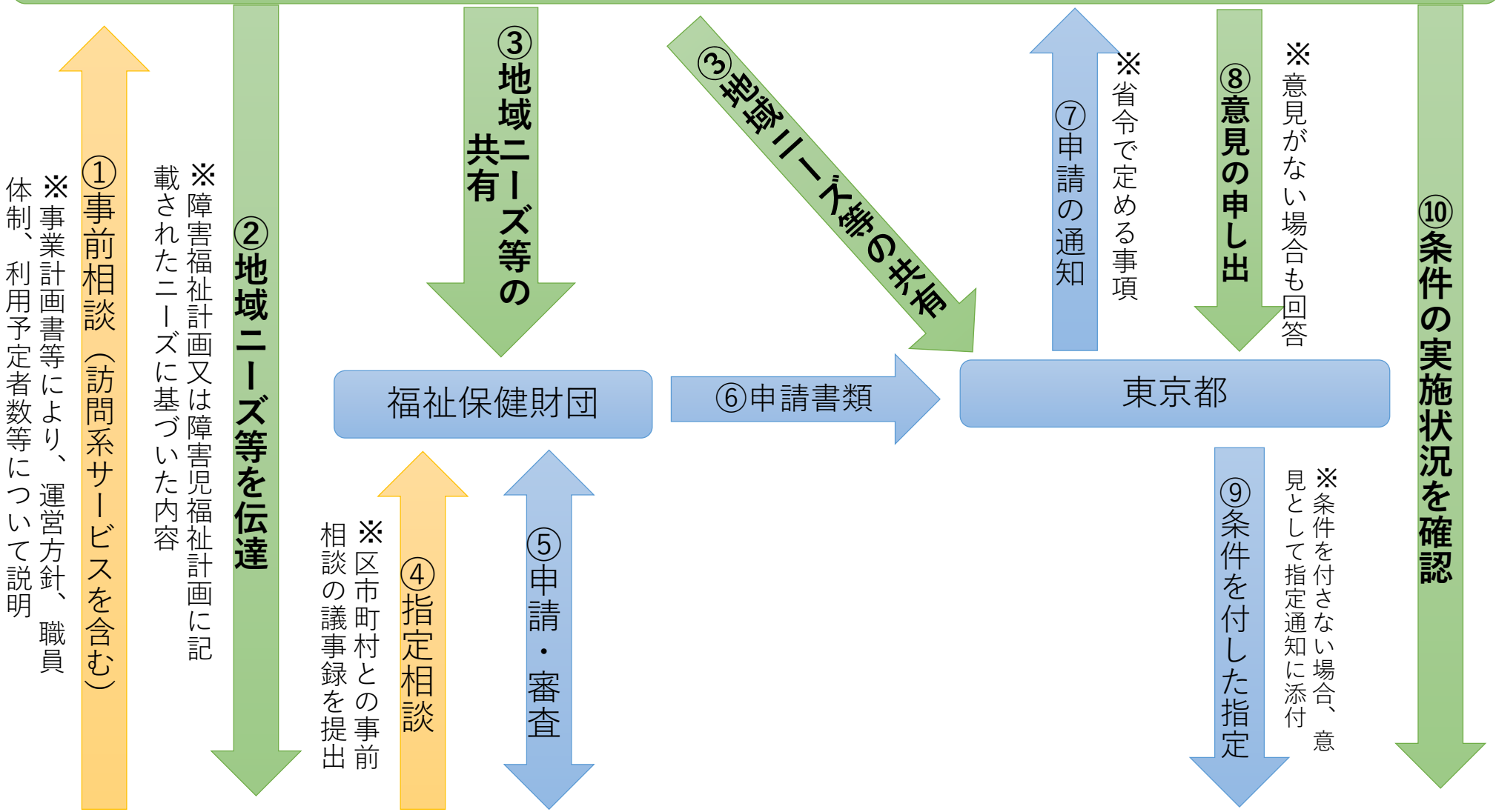


# 新しい仕組みにおける事業者指定の流れ

予め通知を求めた区市町村



①事前相談（訪問系サービスを含む）  
※事業計画書等により、運営方針、職員体制、利用予定者数等について説明

②地域ニーズ等を伝達  
※障害福祉計画又は障害児福祉計画に記載されたニーズに基づいた内容

④指定相談  
※区市町村との事前相談の議事録を提出

③地域ニーズ等の共有

③地域ニーズ等の共有

⑥申請書類

⑦申請の通知  
※省令で定める事項

⑧意見の申し出  
※意見がない場合も回答

⑨条件を付した指定  
※条件を付さない場合、意見として指定通知に添付

⑩条件の実施状況を確認

事業者